

四国地区国立大学連合アドミッションセンター規程

〔平成25年5月13日〕
規則 第 77 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第21条の4第2項の規定に基づき、四国地区国立大学連合アドミッションセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学（以下「構成大学」という。）との緊密な連携のもとで、入学志願者の資質や適性を総合的に評価するアドミッション・オフィス入試等（以下「新入試」という。）を実施することにより、地区全体で学生の質保証を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新入試の企画及び実施準備に関すること。
- (2) 新入試の広報に関すること。
- (3) 新入試に係る出願者の選考業務に関すること。
- (4) 新入試に係る入学予定者の入学前教育に関すること。
- (5) 新入試に係る入学者の成績等の追跡に関すること。
- (6) 高大接続及び入試制度に関する調査・分析に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
 - ア アドミッションオフィサー
 - イ 兼任教員
- (4) その他必要な職員(以下「センター職員」という。)

(センター長等)

第5条 センター長は、四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業に係る申合せ第2第1項第1号に定める基幹校である愛媛大学に所属するアドミッションオフィサーのうち、同大学の学長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、アドミッションオフィサー（センター長となった者を除く。）のうちから互選により選出し、センター長が任命する。

- 3 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長又は副センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 アドミッションオフィサーは、連携事業の平成25年度補助金による各大学ごとの教員数の配分に基づき、当該大学の学長が選考し、任命する。なお、配分のない大学にあつては、当該大学の学長が、当該大学の専任教員のうちからアドミッションオフィサーを指名し、兼任職として任命するものとする。
- 5 兼任教員は、必要に応じて、構成大学の専任教員のうちから、当該大学の学長が任期を定めて任命する。

(職務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長の職務を助ける。
- 3 センター員は、センターの業務を処理する。
- 4 センター職員は、センターの業務に従事する。

(サテライトオフィス)

第7条 センターの業務を円滑に実施するため、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学及び高知大学に、それぞれ四国地区国立大学連合アドミッションセンターサテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）を置く。

- 2 前項に規定する各サテライトオフィスには、アドミッションオフィサーを配置する。
- 3 前項のほか、サテライトオフィスに関し必要な事項は、別に定める。

(管理運営委員会)

第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、四国地区国立大学連合アドミッションセンター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

- 2 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、愛媛大学教育学生支援部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月13日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。